(六)　法人税額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定を不適用とする措置について、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が一〇億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の一（令和四年四月一日から令和五年三月三一日までの間に開始する事業年度にあっては、一〇〇分の〇・五）以上であること（改正前継続雇用者に対する給与等の支給額が継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額を超えること）とすることとした。（租税特別措置法第四二条の一三関係）

(七)　環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設（租税特別措置法第一一条の四及び第四四条の四関係）

(1)　青色申告書を提出する事業者で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の認定を受けた農林漁業者等であるものが、同法の施行の日から令和六年三月三一日までの間に、その認定に係る認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減に著しく資する一定のもの（一定の規模のものに限る。）の取得等をして、その事業者の環境負荷低減事業活動の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の三二（建物等及び構築物については、一〇〇分の一六）相当額の特別償却ができることとした。

(2)　青色申告書を提出する事業者で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和六年三月三一日までの間に、その認定に係る認定基盤確立事業実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高める一定のものの取得等をして、その事業者の一定の基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の三二（建物等及び構築物については、一〇〇分の一六）相当額の特別償却ができることとした。

(八)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の(1)から(3)までの措置の対象資産を各区域の振興に資する一定のものとするほか次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一二条及び第四五条関係）

(1)　産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、適用対象となる事業者を沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の認定を受けた事業者のうち主務大臣の確認を受けたものに該当する者とし、適用対象となる区域を同法に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域とするとともに、対象資産に一定の構築物を加える。

(2)　国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、適用対象となる事業者を沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定を受けた事業者のうち主務大臣の確認を受けたものに該当する者とする。

(3)　経済金融活性化特別地区に係る措置について、適用対象となる事業者を沖縄振興特別措置法に規定する経済金融活性化措置実施計画の認定を受けたものに該当する者とする。

(4)　沖縄の離島に係る措置について、中小規模法人が新設又は増設以外により設備の取得等をする場合及び改修のための工事により建物等の取得又は建設をする場合においても適用できることとし、沖縄振興特別措置法に規定する離島の地域の振興に資する一定の場合に限り適用できることとする。

(九)　輸出事業用資産の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から令和六年三月三一日までの間に、その事業者の認定輸出事業計画に記載された施設に該当する機械装置、建物等及び構築物のうち、農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資する一定のもの（以下「輸出事業用資産」という。）の取得等をして、その事業者の輸出事業の用に供した場合には、その輸出事業用資産につき、その用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度（その輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき証明がされた事業年度に限る。）において、普通償却限度額の一〇〇分の三〇（建物等及び構築物については、一〇〇分の三五）相当額の割増償却ができることとした。（租税特別措置法第一三条の二及び第四六条の二関係）

(一)　倉庫用建物等の割増償却制度について、償却割合を一〇〇分の八（改正前一〇〇分の一〇）に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一五条及び第四八条関係）

(二)　沖縄の認定法人の課税の特例について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六〇条関係）

(1)　情報通信産業特別地区に係る措置について、適用対象となる法人を沖縄振興特別措置法に規定する認定法人のうち主務大臣の確認を同法に規定する情報通信産業振興計画の提出の日から令和七年三月三一日までの間に受けたものに該当する内国法人とする。

(2)　国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、適用対象となる法人を沖縄振興特別措置法に規定する認定法人のうち主務大臣の確認を同法に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出の日から令和七年三月三一日までの間に受けたものに該当する内国法人とする。

(3)　経済金融活性化特別地区に係る措置の適用期限を三年延長する。

(三)　農業経営基盤強化準備金制度について、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、適用対象となる事業者を農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域において農業を担う一定の者とする所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第二四条の二及び第六一条の二関係）

(三)　認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における通算法人に係る欠損金の通算の特例について、各通算法人への非特定超過控除対象額の配賦は、非特定欠損控除前所得金額から本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例十年内事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額（改正前非特定欠損控除前所得金額）の比によることとする等の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六六条の一一の四関係）

(四)　銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例の創設（租税特別措置法第六六条の一一の五関係）

(1)　青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和一四年三月三一日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越控除制度における損金算入限度額をその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とすることとした。

(2)　青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和一八年三月三一日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越期間の制限はないものとすることとした。